

消防署からのお知らせです。

林野火災を防ぐ

林野火災の出火原因の多くは、人的要因によるものです。
一人ひとりが注意することで防ぐことができます。

令和8年1月1日から、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合は、段階に応じて、「林野火災注意報」、「林野火災警報」を発令し、防火指導の強化や火の使用制限の徹底等を行います。（若狭消防組合火災予防条例等を一部改正）

防火指導の強化とは

消防吏員は、火災の発生のおそれのある行為の禁止、停止もしくは制限など必要な措置をとるべきことを命令することができます。

命令に従わなかった者または火の使用制限に違反した者は、消防法違反となり30万円以下の罰金または拘留の罰則が適用される場合があります。

火災警報（林野火災警報を含む）発令時の火の使用制限とは

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4)屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所において喫煙をしないこと。
- (6)残火(たばこの吸がらを含む。)、取灰または火粉を始末すること。
- (7)屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

たき火の届出

たき火など屋外での火の取扱いには、事前に消防署への届出が必要となります。「たき火」とは、屋外で火をたく形態一般のことをいい、野焼きも含みます。

たき火をする場合は、監視人を置く。消火準備をする。日没までに焼却を終え、完全に消火する。乾燥注意報、強風注意報が発表されているときは実施しない。などを守ってください。消防署への届出は、許可ではありません。

また、廃棄物の焼却は、法律により原則禁止されています。廃棄物の処理については、市役所（町役場）へ問い合わせてください。

例外に該当する場合でも、周囲に迷惑となる行為（煙、臭い等）は違法となります。